

町田市トライアル発注認定制度



2025年度

募 集 要 領

【申請期間】

2025年4月1日（火）から5月16日（金）まで

【受付時間】 平日8：30～17：00（最終受付16：30）

【申請書類の提出先及び問い合わせ先】

〒194-8520

東京都町田市森野2-2-22（9階906窓口）

町田市経済観光部産業政策課

電 話 042-724-3296

FAX 050-3101-9615



詳細は上記二次元コードよりご確認ください。

制度の概要

- 市内の中小企業者が生産する新規性の高い優れた新商品の普及を目指し、市が定める基準を満たす新商品を生産する中小企業者及びその新商品を市が認定することにより、商品の信用力を向上させ、販路開拓を支援します。
- 認定事業者及び商品は、市が作成する「認定商品カタログ」及び町田市ホームページ、広報等への掲載や展示などにより、広くPRします。
- 認定された商品は、その商品の認定期間中においては、競争入札によらない随意契約により市が試験的に購入することが可能となります。（地方自治法施行令第167条の2第1項第4号）

P8 関係法令（抜粋）①参照

※ 認定された新商品の購入を約束するものではありません。

※ 市と随意契約できるのは認定事業者のみであり、代理店等とは随意契約できません。

認定の対象

【認定対象者】

P8 関係法令（抜粋）②参照

次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。（P3【別表1】参照）
- 市内に住民登録を有する個人事業者又は市内を納税地とする法人であること。
- 市税を完納していること。

※ 本制度は、新商品を生産する事業者が対象であり、新商品の製造元ではない事業者（販売代理店等）からの申請は対象外となります。（工場を持たず、製造工程を他社へ委託している企業等であっても、自らが企画・製造元である場合は、本制度の対象となります。）

【別表 1】

業種等	資本金又は従業員等
製造業・建設業・運輸業・ソフトウェア業 情報処理サービス業・その他の事業	3億円以下、又は300人以下
卸売業	1億円以下、又は100人以下
サービス業	5,000万円以下、又は100人以下
小売業	5,000万円以下、又は50人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並び に工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下、又は900人以下
旅館業	5,000万円以下、又は200人以下
企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、 商工組合、協同組合連合会等	「 <u>中小企業等協同組合法</u> 」「 <u>中小企業団体の組織 に関する法律</u> 」で規定する要件を満たすものであ って、政令で定めるもの

P9 関係法令（抜粋）③参照

【認定対象商品】

次に掲げる要件を全て満たす商品とします。

- 申請日において、販売を開始した日から5年以内であるもの
- 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の3第1項各号に掲げる要件を満たしているもの

P10 関係法令（抜粋）④参照

 - 既存の商品とは著しく異なり、優れた使用価値を有しているもの
 - 技術の高度化、もしくは経営能率の向上、又は市民生活の利便の増進に寄与するもの
 - 生産、販売の方法や、資金調達の方法などの事項が、確実に実行可能であるもの

※ 東京都に認定された商品も申請できます。

※ 申請商品数について、上限はありません。

※ 申請された商品が、認定要件に適合しているかにより判定を行います（絶対評価）。

※ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第1項に規定する食品並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品及び同条第3項に規定する化粧品は除きます。

P11 関係法令（抜粋）⑤参照

認定期間

認定決定の日から2028年3月31日まで

※2025年度の認定決定は、2025年8月中旬を予定しています。

申請から認定までの流れ

① 申請書類の提出 （締切：5月16日（金）必着）

必要事項をすべてご記入のうえ、産業政策課まで提出してください。

② 書類審査 （5月下旬から6月を予定）

申請書類をもとに、専門機関による書類審査を行います。審査結果は電話連絡の上、電子メールでお知らせします。

③ 選考懇談会 （7月を予定）

申請者による商品のプレゼンテーション及び専門家との質疑を行っていただきます。

④ 認定商品の決定、認定書交付式 （8月を予定）

選考懇談会の結果を踏まえ、認定商品を決定し、認定書を交付いたします。

⑤ 認定事業者の公表 （8月～）

市のホームページや広報で認定事業者及び認定商品の名称、価格、内容を公表します。
また、「認定商品カタログ」を作成し、11月頃に配布します。

※審査結果に関するお問合せには一切応じかねますので、予めご了承ください。

申請手続き

【提出書類】

N o	提出書類	部数
1	町田市トライアル発注認定制度認定申請書（第1号様式）（指定様式）	1部
2	新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（指定様式） ※ こちらの記載内容をもとに書類審査を行います。記載内容の裏付けとなるデータなどがありましたら、添付してください。	1部
3	事業実態が確認できるもの 法人の場合 履歴事項全部証明書 個人の場合 ①及び②の両方 ①住民票 ②開業届、営業許可証、パンフレット等のいずれか ※ 履歴事項全部証明書又は住民票は発行後3ヶ月以内のもの。 ※ 書類はすべて写し（コピー）でも可。	各1部
4	直近2営業期間の貸借対照表及び損益計算書 ※ これらの書類がない場合は、事業用資産の概要が記載された書類（試算表等） ※ コピー可。	1部
5	法人の場合 会社概要（指定様式） 個人の場合 事業概要（指定様式）	1部
6	市税の完納証明書 （町田市庁舎2階 市民税課207の窓口で発行しています） ※ 発行後3ヶ月以内のもの。コピー可。	1部
7	新商品の詳細がわかるパンフレット・カタログ等	15部
8	町田市トライアル発注認定制度申請書類チェックシート（指定様式）	1部

※ 申請書など、申請に必要な様式は町田市ホームページからダウンロードできます。（下記 URL または「町田市トライアル」で検索してください。）また、産業政策課窓口でも配布します。

<https://www.city.machida.tokyo.jp/jigyousha/shien/yushi/machidatrial/shinsei.html>

※ 申請書類は、原則としてA4サイズ（片面印刷）で提出してください。

※ 申請書類に不足がある場合、追加書類の提出を求めること、確認の連絡をすることがございます。

※ ご提出いただいた書類はお返しいたしませんので、予めご了承ください。

【受付期間】

2025年4月1日（火）から5月16日（金）まで

【受付時間】 平日8：30～17：00（最終受付16：30）

【提出方法・提出先】

産業政策課へ郵送又は持参でご提出ください（FAX、Eメールは不可）。

〒194-8520

東京都町田市森野2-2-22（9階906窓口）

町田市経済観光部産業政策課

認定によるメリット

【認定期間中の支援】

- **市が行っている各種補助制度での優遇**
 - ・ 中小企業融資制度：一般融資枠において、利子補助率を0.1%上乗せします。
 - ・ 産業見本市支援制度：補助金の補助割合を1/2から3/4に拡充します。
- **ビジネスアドバイザーの派遣**
 - ・ 販路拡大や資金調達等について相談ができるビジネスアドバイザーを、市が派遣いたします。
- **ニューマーケット開拓支援事業への推薦**
 - ・ 専門家から新製品開発や販路開拓の支援を受けることができる、東京都中小企業振興公社の「ニューマーケット開拓支援事業」に市が推薦いたします。

※ 採択を約束するものではありません。
- **競争入札によらない随意契約が可能**
 - ・ 認定商品を市が購入する場合、競争入札によらない随意契約が可能になります。
- **東京イノベーション発信交流会への推薦**
 - ・ 東京都立産業技術研究センターが主催する「東京イノベーション発信交流会」に市が推薦いたします。

【認定期間終了後も含めた支援】

- **市が作成する各種PR媒体に掲載**
 - ・ 認定商品カタログ、市の広報紙、ホームページ等に認定商品を掲載します。
 - ・ 認定商品カタログや認定ロゴマーク等は市が作成し、配布しますので販促ツールとしてご活用ください。

※ 「認定商品カタログ」作成の際には、記事や写真等のご提供をお願いします。
- **市が主催・出展するイベントでのPR**
 - ・ 市内外で行われるイベント（「キラリ☆まちだ祭」等）などで、認定商品をPRさせていただきます。
 - ・ 市庁舎内で行う展示会では、自社で作成したチラシ等の設置や配布も可能です。

※ 市がトライアル認定商品のPRのための展示等を行う際は、認定商品やパンフレット等の展示に協力していただきます。
- **円滑・効率的な営業活動の支援**
 - ・ 町田市の部署や町田市の施設（教育関連・福祉関連・スポーツ関連など）宛に認定商品の営業活動を実施する際に、産業政策課にて訪問先となる担当部署や担当者をおつなぎします。

注意事項

- 実施計画の変更
認定された商品について、実施計画の内容を変更（商品の名称・商品の概要等）するときは、事前に「町田市トライアル発注認定制度実施計画変更承認申請書（第3号様式）」に関係書類を添えて、産業政策課に提出してください。
ただし、軽微な変更については必要ありませんので、ご相談ください。
 - 実施計画に係る事業の中止
認定された商品の実施計画を中止したときは、速やかに「町田市トライアル発注認定制度実施計画中止届出書（第5号様式）」を産業政策課に提出してください。
 - 調査等
市長が必要と認めるときは、認定事業者に対し、実施計画の実施状況等に関する報告を求めるほか、関係の帳簿書類その他の物件を調査することがあります。
また、認定を受けた商品について、認定後の効果等を調査するため、アンケート調査にご協力いただきます。
 - 以下の場合には認定事業者の認定を取り消すことがあります。
 - （1）偽りその他不正の手段により認定事業者の認定を受けたとき。
 - （2）実施計画に従って計画を実施していないとき。
 - （3）認定の対象要件に該当しなくなったとき。
 - （4）知的財産権に関し、重大な障害があることが判明したとき。
 - （5）認定事業者又はその販売代理店等が、認定を投資の勧誘その他当該認定に係る新商品の販売促進以外の目的で使用したとき。
 - （6）上記（1）から（5）に掲げるもののほか、市長の指示に従わなかったとき。
- P14「町田市トライアル発注認定制度実施要綱」第10条参照
- 申請書に含まれる著作物等の著作権は市に帰属しませんが、公表その他本制度に必要な用途に用いる場合には、市はこれを無償で使用できることとします。
 - 特許権・意匠権・商標権・著作権などの知的財産権に関する責任、品質や安全性などに関する責任は、本制度において認定した事業者が負うものとします。
 - 市及び懇談会は、本制度において認定した事業者が行う事業活動により生じた事故、損害等に対する責任について、その理由の如何を問わずこれを負わないこととします。
 - 本制度による認定は、認定商品の品質等を市が保証するものではありません。
 - 本制度による認定は、認定商品の購入を市が約束するものではありません。

<関係法令（抜粋）①>

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号

（定義）

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。

<関係法令（抜粋）②>

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条第1項

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 六 企業組合
- 七 協業組合
- 八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律に

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令（平成11年政令第201号）第1条

（定義）

第一条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

	業種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	三億円	九百人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三	旅館業	五千万円	二百人

2 法第二条第一項第八号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合及び事業共同小組合並びに協同組合連合会
- 二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 三 商工組合及び商工組合連合会
- 四 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- 五 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
- 六 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
- 七 内航海運組合及び内航海運組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの
- 八 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が法第二条第一項第一号から第七号までに規定する中小企業者であるもの

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の3第1項各号及び第2項第4号

（定義）

第十二条の三 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第四号の規定により、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者を認定するときは、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）に当該新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下本条において「実施計画」という。）を提出させ、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであることについて確認するものとする。

- 一 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、既に企業化されている商品とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであつても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。
- 二 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
- 三 次項第四号に掲げる事項が新商品の生産による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。

2 実施計画には、次に掲げる事項を記載させなければならない。

- 一 新商品の生産の目標
- 二 新商品の内容
- 三 新商品の生産の実施時期

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第1項

（定義）

第四条 この法律で食品とは、すべての飲食物をいう。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品は、これを含まない。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項

（定義）

第二条 この法律で「医薬品」とは、次に掲げる物をいう。

- 一 日本薬局方に収められている物
- 二 人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であつて、機械器具、歯科材料、医療用品及び衛生用品（以下「機械器具等」という。）でないもの（医薬部外品を除く。）
- 三 人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であつて、機械器具等でないもの（医薬部外品及び化粧品を除く。）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第2項に規定する医薬部外品及び第2条第3項

（定義）

2 この法律で「医薬部外品」とは、次に掲げる物であつて人体に対する作用が緩和なものをいう。

- 一 次のイからハまでに掲げる目的のために使用される物（これらの使用目的のほかに、併せて前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物を除く。）であつて機械器具等でないもの

イ 吐きけその他の不快感又は口臭若しくは体臭の防止

ロ あせも、ただれ等の防止

ハ 脱毛の防止、育毛又は除毛

- 二 人又は動物の保健のためにするねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除の目的のために使用される物（この使用目的のほかに、併せて前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物を除く。）であつて機械器具等でないもの

- 三 前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物（前二号に掲げる物を除く。）のうち、厚生労働大臣が指定するもの

3 この法律で「化粧品」とは、人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なものをいう。ただし、これらの使用目的のほかに、第一項第二号又は第三号に規定する用途に使

平成25年4月1日

施行

経済観光部産業政策課

改正 2014年11月25日

2017年4月1日

2018年4月1日

第1 目的

この要綱は、町田市トライアル発注認定制度を実施することにより、新商品の市場への普及を促進し、もって市の経済の活性化を図ることを目的とする。

第2 定義

この要綱において「町田市トライアル発注認定制度」とは、新規性の高い優れた新商品を生産する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）を支援するため、当該中小企業者を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号に規定する新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定する制度をいう。

第3 新商品の要件

第2に規定する認定（以下単に「認定」という。）の対象となる新商品は、次に掲げる要件を満たす商品とする。ただし、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第1項に規定する食品並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品及び同条第3項に規定する化粧品を除く。

- (1) 第5に規定する認定申請をした日が販売を開始した日から5年以内であること。
- (2) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の3第1項各号に掲げる要件を満たしていること。

第4 認定対象者の要件

認定の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす中小企業者とする。

- (1) 町田市の個人市民税又は法人市民税の納税者であること。
- (2) 1年以上事業を営んでいること。
- (3) 市税を完納していること。

第5 認定申請

認定を受けようとする者は、申請書に地方自治法施行規則第12の3第1項に規定する実施計画及び関係書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

第6 認定の通知等

- 1 市長は、第5に規定する認定申請があったときは、第8に規定する懇談会の意見を聴取し

た上で、認定をするか否かを決定し、その旨を書面により、当該認定申請をした者に通知する。

- 2 認定の期間は、前項の規定による通知をした日から当該日が属する年度の翌々年度の末日までとする。

第7 実施計画の変更

- 1 第6第1項の規定により認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、実施計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ申請書に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- 2 市長は、前項に規定する変更申請があったときは、第8に規定する懇談会の意見を聴取した上で、承認するか否かを決定し、その旨を書面により、当該変更申請をした認定事業者に通知する。

第8 懇談会の設置

- 1 第5に規定する認定申請及び第7第1項に規定する変更申請の内容について意見を聴取するため、町田市トライアル発注認定制度選考懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。
- 2 懇談会は、次に掲げる事項について調査、検討し、その結果を市長に報告する。
 - (1) 認定に関すること。
 - (2) 実施計画の変更内容に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 3 懇談会は、委員5人以内をもって組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者 1人
 - (2) 税理士 1人
 - (3) 中小企業診断士 1人
 - (4) 町田商工会議所を代表する者 1人
 - (5) 株式会社町田新産業創造センターを代表する者 1人
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 懇談会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 8 委員長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 9 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 10 懇談会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 11 委員長は、必要があると認めるときは、懇談会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 12 懇談会の庶務は、経済観光部産業政策課において処理する。
- 13 前各項に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、委員長が懇談会に諮って

定める。

第9 実施計画に係る事業の中止

認定事業者は、実施計画を中止したときは、速やかに、その旨を書面により、市長に届け出なければならない。

第10 認定の取消し

1 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により認定事業者の認定を受けたとき。
- (2) 実施計画に従って計画を実施していないとき。
- (3) 第3又は第4の要件に該当しなくなったとき。
- (4) 知的財産権に関し、重大な障害があることが判明したとき。
- (5) 認定事業者又はその販売代理店等が、認定を投資の勧誘その他当該認定に係る新商品の販売促進以外の目的で使用したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を書面により、認定事業者に通知する。

第11 調査等

市長は、必要があると認めるときは、認定事業者に対し、実施計画の実施状況等に関する報告を求め、又は関係の帳簿書類その他の物件を調査することができる。

第12 様式

町田市トライアル発注認定制度の実施に関し必要な様式は、市長が別に定める。

第13 補則

この要綱に定めるもののほか、町田市トライアル発注認定制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2014年11月25日から適用する。

附 則

この要綱は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2018年4月1日から施行する。